臨床研究審查結果通知書

受付番号 626 2023 年 1月13日

JA 北海道厚生連札幌厚生病院 院長 殿

JA 北海道厚生連札幌厚生病院 倫理委員会 委員長 香城 恒麿

審査依頼のあった件についての審査結果を下記のとおり通知いたします。

記

診療科	病理診断科
実施責任者	市原真
課題名	The early-phase of intraductal tubulopapillary neoplasm of the pancreas
; 	: A case report
審査事項	■実施の適否(様式(1)(西暦 2023年(月/2日付))
(審査資料)	□ 継続の適否
	□変更(様式(2)(西暦 年 月 付))
	□継続審査(様式(3)(西暦 年 月 日付))
	□有害事象(様式(4)(西暦 年 月 日付))
	□逸脱(書(西暦 年 月 日付))
	□安全性(書(西暦 年 月 日付))
	□その他(
	□その他()
審査日	審査日: 2023年 1月 13日
審査結果	■承認
「承認」以外	
の場合の理由	
備考	

2023年 / 月分0日

申請者 殿

JA 北海道厚生連札幌厚生病院 院長 髭 修平

審 査 申 請 書 2022 年 11 月 21 日

JA北海道厚生連札幌厚生病院 院長 殿

(診療科長)

所属·職 病理診断科主任部長市 氏 名 市原 真

(研究責任者) 氏 名 市原 真

※ 受付番号626

(受付番号は記入しないこと)

1 審査対象
☑ 実施計画□ JA北海道厚生連札幌厚生病院単独の研究
☑ JA北海道厚生連札幌厚生病院を主幹機関とする多施設共同研究
□ 他施設を主幹機関とする多施設共同研究(主幹機関名:)
□ 出版公表原稿
□ その他(
2 課題名 The early-phase of intraductal tubulopapillary neoplasm of the pancreas:
A case report
3 研究責任者 所属: 病理診断科 職名: 主任部長 氏名: 市原 真
4 研究分担者(全員記入) 市原真1,大森優子2,古川徹2,長川達哉3,田原宗徳4
 札幌厚生病院病理診断科 東北大学大学院医学系研究科病態病理学分野 札幌厚生病院消化器内科 札幌厚生病院外科
(参考)役割分担: 形態学的解析: 市原真、大森優子、古川徹 免疫組織化学(蛋白発現解析)、遺伝子解析: 市原真、大森優子、古川徹 臨床情報解析:長川達哉、田原宗徳
5 研究等の期間 倫理委員会承認日 ~ 2024 年 12 月 31 日

^	7711	70	ᄴ	1	-भगा	तान
6	क्रा	究	₩.	v	1137	~

- (1)研究等の種類 *該当するものを一つ選択すること
 - □ 医薬品又は医療機器を用いた、予防・診断又は治療方法に関する介入ⁱを伴う 臨床研究ⁱⁱ
 - □ 介入を伴う臨床研究(上記に該当するものを除く)
 - □ 介入を伴わない臨床研究
 - □ 疫学研究ⁱⁱⁱ
 - ☑ その他(具体的に:症例報告)
- (2)背景、意義・目的

膵臓intraductal tubulopapillary neoplasm (以下、ITPN) の早期進展像 (前顕在化段階)を捉えた極めて貴重な症例を経験したので、分子細胞生物学的手法を加えて検討し報告する。

(3) 方法

札幌厚生病院外科にて切除された膵頭十二指腸切除検体に対する病理組織学的解析。膵腫瘍に対してH&E染色と各種免疫組織化学染色による蛋白発現解析を札幌厚生病院病理診断科、東北大学大学院医学系研究科病態病理学分野にて施行。また、体細胞変異を対象とした遺伝子解析を東北大学大学院医学系研究科病態病理学分野にて施行。

(4) 見込まれる結果

本例は形態学的、免疫組織化学的、分子学的所見はすべて膵臓ITPNの特徴を備えた腫瘍であり、顕微鏡的に明らかとなった進展様式はITPNの初期像を捉えたものとして了解可能である。本報告によって稀少なITPNの発育進展様式の一端が解明されるものと考える。

自主臨様式(1)

- *該当する項目について、口にチェックすること。
- *文章を記入する部分の行数の増減は自由。ただし、項目自体の削除はしないこと。
- *臨床研究の新規申請の場合には、自主臨様式(1)別紙を添付すること。

- ①介入を伴う研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関するもの ②介入を伴う研究(①に該当するものを除く)
- ③介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究をふくまないもの(=観察研究)
- 1. 「医学系研究」には、医学に関する研究とともに、歯学、薬学、看護学、リハビリテーション学、 予防医学、健康科学に関する研究が含まれる。
- 2. 観察研究には以下のものを含む。通常の診療の範囲内であって、いわゆるランダム化、割付け等を 行わない医療行為における記録、結果及び当該医療行為に用いた検体等を利用する研究

iii 明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影 響を与える要因を明らかにする科学研究

i 予防、診断、治療、看護ケア及びリハビリテーション等について、次の行為を行うことをいう。

①通常の診療を超えた医療行為であって、研究目的で実施するもの。

②通常の診療と同等の医療行為であっても、被験者の集団を原則として2群以上のグループに分け、そ れぞれに異なる治療方法、診断方法、予防方法その他の健康に影響を与えると考えられる要因に関す る作為又は無作為の割付けを行ってその効果等をグループ間で比較するもの。

ii 医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の 生活の質の向上を目的として実施される次に掲げる医学系研究であって、人を対象とするもの。

7 研究の対象及び実施医療機関 (1)対象者 *具体的な選択基準、性別、年齢、除外基準等を記載すること 札幌厚生病院外科にて切除された膵頭十二指腸切除検体(60代後半女性)、1例。	
(2)予定症例数 ☑ JA北海道厚生連札幌厚生病院 : 1 例 □ 多施設共同研究の場合の総症例数: 例 (3)実施場所 ☑ JA北海道厚生連札幌厚生病院(具体的な場所: 病理診断科) ☑ 共同研究機関(全ての機関名:東北大学大学院医学系研究科病態病理学分野) (4)研究期間)
☑ 倫理委員会承認日から 2024 年 12 月 31 日まで □ 年 月 日から 年 月 日まで (5)試料等 ⁱ の採取及び利用 □ 本研究のために、新たな試料等を取得又は採取して利用する。 □ 新たな診療情報を取得する。 □ 人体から新たに試料(血液、組織等)を採取する。 □ 採取は、被験者の診療等に必要な検査等を実施する際に、付随的にに使用する量を増量して)行う。	(研究
□ 採取は、被験者の診療等に必要な検査等とは別に行う。 □ 本研究のために、新たな試料等の取得又は採取をしない。 □ 既存試料等 ¹¹ を利用する。 □ 既存の診療情報を利用する。 □ 既存の人体から採取された試料(血液、組織等)を利用する。 □ 被験者の同意あり *同意を得た際の説明文書等を添付すること。 (国立感染症研究所感染病理部での研究についての同意書あり) □ 被験者の同意なし □ 研究開始前に新たに同意を得る。 □ 新たに同意を得る予定はない。	
□ 既存試料等は利用しない。 □ その他()
8 研究における医学倫理的配慮について (1)研究の対象とする個人の人権擁護 ①「人権擁護」として遵守する宣言・指針 *チェックしたものは必ず既んでいること。 ② ヘルシンキ宣言(必須) ② 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(H29.5.28改正) □ その他(②被験者の個人情報の保護に関する対策 匿名化の方法 ② 氏名・生年月日・住所・電話番号の削除 ¹¹ ② 個人識別符号が含まれない ¹²)
□ 匿名化しない 匿名化する場合の具体的な方法又は匿名化しない場合の理由: ③その他(具体的に):	
(2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法 ①インフォームド・コンセントのための手続きと方法 *下記3項目のうち、該当するものを一つ選択すること。	

 □ 文書によりインフォームド・コンセントを得る。 □ 被験者から本研究への参加の同意を得るために用いる説明文書及び同意書は、JA北海道厚生連札幌厚生病院倫理委員会において承認を得たものを使用する。なお、同意取得にあたっては、研究責任者又は研究分担者が説明文書を用いて研究の内容等を説明する。被験者が説明内容を十分に理解したことを確認した上で、本研究への参加について本人の自由意思による同意を文書で取得する。同意に際して、説明を行った者は同意書に記名押印又は署名し、日付を記入する。 □ その他(具体的に):
 □ 文書による説明及び文書による同意に代えて、説明の内容及び被験者から受けた同意に関する記録を作成する。 ☑ インフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しないため、本研究の目的を含む研究の実施について必要な情報を公開し、必要に応じて研究への参加を拒否できるようにする。
②被験者本人からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合の代諾者の選定 ② 選定しない □ 選定する
被代諾者の種類 *該当者を全て選択 □ 未成年(□16歳未満 □16歳以上20歳未満) □ 有効なインフォームド・コンセントを与えることができない成年者 □ 死者
□ その他 () *被験者が16歳以上20歳未満の場合は、代諾者と共に原則として本人の承諾を得る必要がある。
(3) 研究によって生ずる個人への不利益並びに危険性と医学上の貢献の予測 ①被験者に生ずる不利益並びに危険性の有無 *研究に伴う身体的・精神的に不快な状態を含む。例として、採血(生検)による痛み、かゆみ、出血による危険、留置による血栓、内出血、循環障害、被ばく、薬の副作用、高血圧、個人情報の漏洩、医療費(経費負担)の支出増等。 ② なし □ あり ある場合その内容:
②被験者に直接的にもたらされうる利益 ② 直接的な利益なし □ 直接的な利益あり ある場合その内容:
③研究によってもたらされうる医学上の貢献 具体的な内容: 本例は形態学的、免疫組織化学的、分子学的所見はすべて膵臓ITPN (intraductal tubulopapillary neoplasm)の特徴を備えた腫瘍であり、顕微鏡的に明らかとなった進展 様式はITPNの初期像を捉えたものとして了解可能である。本報告によって希少なITPNの発 育進展様式の一端が解明されるものと考える。
④被験者の費用負担 ☑ なし □ あり

9 本研究に伴い被験者に健康被害等の有害事象が生じた場合の補償 ☑ 有害事象は生じない(理由: すでに採取された試料を用いるため) □ 保険診療による対応	
□ 保険診療以外の補償制度等の適用(制度名等:) □ その他()	
10 研究終了後の対応 (1)研究成果の公表 ② 被験者を特定できないようにした上で、学会や学術雑誌で公表する。 □ 予定していない。 (2)研究終了後の試料等の保存	
 ☑ 匿名化の上、全て廃棄する。 □ 保存する。 ①試料等の種類:□ 血液、組織等 □ 電子データ □ その他() ② 匿名 化 の 方 法:□ 氏名 ・ 生 年 月 日 ・ 住 所 ・ 電 話 番 号 の 削 	除
□ 個人識別符号が含まれない □ 匿名化しない ③保存期間:□ 年 月 日まで □ 期限を定めない ④保存場所:□JA北海道厚生連札幌厚生病院(具体的な保存場所:) □ 共同研究機関(具体的な保存場所:)	
11 その他 (1)研究資金源 *眩当するものを全て選択	
□ 科学研究費補助金以外の省庁等の公的研究費(資金名:) □ 受託研究費・共同研究費 □ その他の資金(資金名:科研費:若手研究 22K15401 大森優子) □ 研究費は必要としない。	
(2)本研究に伴う利益相反(Conflict of Interest: COI、利害の衝突)について *本研究に関与する企業・団体との間で想定される下記の項目について、該当するものを全て選択。 一 利益相反は起こらない。 本研究の実施によって、本務である教育・研究・診療等に支障を来す可能性がある。 企業等から、研究資金以外の謝金等の支払いや、特許権の共有・譲渡がある。 たは、当該企業の株式(未公開株・ストックオプションを含む)を所有している 企業等との間に、顧問等の非常勤を含む雇用関係や、親族・師弟関係等の個人的係がある。	ま る。
□ 企業等から、研究資金以外に機器や消耗品等の提供を受けている。	
(3) 臨床研究登録データベースへの登録 *臨床研究のうち、侵襲性を有する介入研究の場合は登録が必要である。 ☑ 登録不要 □ 研究開始前に登録予定 *多施設共同研究で、主幹機関が登録する場合を含む。 □ 知的財産等の関係で登録できない。	
(4)ホームページ等での研究課題名等公開の可否 *倫理委員会の機事要旨の概要を公開するため、原則公開とする。否の場合は、特許申請を予定しているなど身がな理由を記載すること。 □ 可 ☑ 否(不掲載理由:(症例報告のため該当しないと思われる)	具体
12 参考文献等一覧 *論文は、著者名、タイトル、刊、ページ、年の順に記載。	
1. Yamaguchi H, Shimizu M, Ban S, et al. Intraductal tubulopapillary neoplasms of the pancreas distinct from pancreatic intraepithelial neoplasia and intraductal	ρť
papillary mucinous neoplasms. Am J Surg Pathol. 33(8):1164-72, 2009.	

- Yamaguchi H, Kuboki Y, Hatori T, et al. Somatic mutations in PIK3CA and activation of AKT in intraductal tubulopapillary neoplasms of the pancreas. Am J Surg Pathol. 35(12):1812-7, 2011.
- 3. Mafficini A, Simbolo M, Shibata T, et al. Integrative characterization of intraductal tubulopapillary neoplasm (ITPN) of the pancreas and associated invasive adenocarcinoma. *Modern Pathol.* Sep 2. doi: 10.1038/s41379·022·01143·2. Online ahead of print. 2022.

13	添付	資料一覧
V	多	施計画書
	〕説	明文書・同意文書
	」そ	の他、倫理委員会事務局が必要と判断するもの
		症例報告書の見本(データシート)
		使用医薬品の添付文書等
		本院が主体となって行う他施設共同研究の場合、全実施施設の研究責任者との
		実施についての合意文書の写し
		当該研究を行うことの必要性、安全性、有効性等を説明しうる論文

*該当する項目について、口にチェックすること。

*文章を記入する部分の行数の増減は自由。ただし、項目自体の削除はしないこと。

i 臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出した DNA 等の人の体の一部並びに被験者の診療情報(死者に係るものを含む。)をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出した DNA 等は、含まれない。なお、診療情報とは、診断及び治療を通じて得られた疾病名、投薬名、検査結果等の情報をいう。

ii次のいずれかに該当する試料等をいう。

- ①本臨床研究計画書の作成時までに既に存在する試料等
- ②本臨床研究計画書の作成時以降に収集した試料であって、収集の時点においては本臨床研究に用いる ことを目的としていなかったもの

iv 個人職別記号とは、特定個人の身体の一部の特徴を電子計算機のように供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を職別することができるもの。

v 利害の衝突とは、研究者等が研究の実施や報告の際に、金銭的な利益やそれ以外の個人的な利益のためにその専門的な判断を曲げてしまう(もしくは曲げたと判断される)ような状況を示す。

この利害の衝突は、金銭的な利害の衝突とそれ以外の利害の衝突に分類できる。

金銭的な利害の衝突とは、研究者等が資金提供や研究依頼のあった者・団体(政府、財団、企業等)から、臨床研究に係る資金源の他に機器や消耗品等の提供を受けること、実施料を受け取ること、その株式を所有(未公開株やストックオプションを含む)すること、特許権を共有・譲渡されること、講演料や著述料の支払いを受けていること等である。

それ以外の利害の衝突とは、研究者等が資金提供や研究依頼のあった者・団体との間に顧問等の非常勤を含む雇用関係があることや、親族や師弟関係等の個人的関係があることなど、研究者等の関連組織との関わりについての問題などが考えられる。

上記の様な利害の衝突の中でも、明示的に確認することが出来る①資金源等の金銭上の利害の衝突②研究者等の関連組織との関わりについては少なくとも記載するべきである。(臨床研究に関する倫理指針Q&Aより抜粋)